

平成二十三年国土交通省令第九十九号

津波防災地域づくりに関する法律施行規則
津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)及び津波防災地域づくりに関する法律施行令(平成二十三年政令第四百二十六号)の規定に基づき、津波防災地域づくりに関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 津波浸水想定の設定等(第一条)

第二章 推進計画区域における特別の措置

第一節 土地区画整理事業に関する特例(第二条―第五条)

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第六条・第七条)

第三章 津波防護施設等

第一節 津波防護施設の管理(第八条―第二十条)

第二節 津波防護施設に関する費用(第二十一条・第二十二条)

第三節 指定津波防護施設(第二十三条―第二十七条)

第四章 津波災害警戒区域(第二十八条―第三十二条)

第五章 津波災害特別警戒区域(第三十三条―第六十一条)

第六章 雑則(第六十二条)

附則

第一章 津波浸水想定の設定等(損失の補償の裁決申請書の様式)

第一条 津波防災地域づくりに関する法律施行令(以下「令」という。)第三条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

第二章 推進計画区域における特別の措置

第一節 土地区画整理事業に関する特例(津波防災住宅等建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続)

第二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、津波防災地域づくりに関する法律(以下「法」という。)第十二条第一項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)第三条の二各号に掲げる事項のほか、津波防災住宅等建設区的位置及び面積を記載しなければならない。

第三条 津波防災住宅等建設区に関する図書(津波防災住宅等建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。)

2 前項の設計説明書には津波防災住宅等建設区的面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3 第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

(津波防災住宅等建設区への換地の申出)

第四条 法第十三条第一項の申出は、別記様式第二の申出書を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、法第十三条第二項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(津波防災住宅等建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物)

第五条 法第十三条第四項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

(認定申請書及び認定通知書の様式)

第六条 法第十五条の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第三の申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 特定行政庁は、法第十五条の規定による認定をしたときは、別記様式第四の通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、法第十五条の規定による認定をしないときは、別記様式第五の通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

第七条 削除

第三章 津波防護施設等

第一節 津波防護施設の管理

(市町村長が管理する津波防護施設の指定の公示)

第八条 法第十八条第四項の規定による公示は、次に掲げるところにより津波防護施設的位置を明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 平面図又は一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向

(関係都府県知事の協議の内容の公示)

第九条 法第二十条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、関係都府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 津波防護施設的位置及び種類

二 管理を行う都府県知事

三 管理の期間

四 管理の内容

2 前項第一号の津波防護施設的位置は、前条各号に掲げるところにより明示するものとする。

(津波防護施設区域の指定の公示)

第十条 法第二十一条第三項の規定による公示は、第八条各号に掲げるところにより津波防護施設区域を明示して、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(津波防護施設区域の占用の許可)

第十一条 法第二十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

一 津波防護施設区域の占用の目的

二 津波防護施設区域の占用の期間

三 津波防護施設区域における制限行為の許可(津波防護施設区域における制限行為の許可)

第十二条 法第二十三条第一項第一号に該当する行為をしようとするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

一 施設又は工作物を新設又は改築する目的

二 施設又は工作物を新設又は改築する場所

三 新設又は改築する施設又は工作物の構造

四 工事実施の方法

五 工事実施の期間

2 法第二十三条第一項第二号又は第三号に該当する行為をしようとするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

一 行為の目的

二 行為の内容

三 行為の期間

四 行為の場所

五 行為の方法

(津波防護施設区域における行為の制限に係る指定の公示)

第十三条 令第五条第二項(令第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定

の公示は、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(占用料の基準)

第十四条 法第二十六条に規定する占用料は、近傍類地の地代等を考慮して定めるものとする。(保管した他の施設等一覧簿の様式)

第十五条 令第八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第六とする。

(競争入札における揭示事項等)

第十六条 令第十一条第一項及び第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

二 当該競争入札の執行の日時及び場所

三 契約条項の概要

四 その他津波防護施設管理者が必要と認める事項

(他の施設等の返還に係る受領書の様式)

第十七条 令第十二条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第七とする。

(津波防護施設の技術上の基準)

第十八条 盛土構造物に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 型式 天端高、法勾配及び法線は、盛土構造物の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定(法第八条第一項に規定する津波浸水想定をいう。以下同じ。)を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。

二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。

三 天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に盛土構造物への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

四 盛土構造物の近傍の土地の利用状況により必要がある場合においては、樋門、樋管、陸開その他排水又は通行のための設備を設けるものとする。

五 津波の作用から盛土構造物を保護するため必要がある場合においては、盛土構造物の表面に護岸を設けるものとする。

2 胸壁に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 型式、天端高及び法線は、胸壁の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
- 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 三 天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に胸壁への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

3 開門に関する法第二十九条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 型式、開門のゲートの閉鎖時における上端の高さ及び位置は、開門の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
- 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 三 開門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に開門への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

(他の工作物の管理者による津波防護施設の管理の公示)

- 一 津波防護施設の位置及び種類
- 二 管理を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)
- 三 管理の内容
- 四 管理の期間

2 前項第一号の津波防護施設の位置は、第八条各号に掲げるところにより明示するものとする。

第二十条 津波防護施設台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。

2 帳簿及び図面は、一の津波防護施設ごとに調製するものとする。

- 3 帳簿には、津波防護施設につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第八とする。
- 一 津波防護施設管理者の名称
- 二 津波防護施設の位置、種類、構造及び数量
- 三 津波防護施設区域が指定された年月日
- 四 津波防護施設区域
- 五 津波防護施設区域の面積
- 六 津波防護施設区域の概況

4 図面は、津波防護施設につき、平面図、断面図及び構造図とし、必要がある場合は縦断面図を添付し、次の各号により調製するものとする。

- 一 尺度は、メートルを単位とすること。
- 二 高さは、東京湾中等潮位を基準とし、小数点以下二位まで示すこと。
- 三 平面図については、
- イ 縮尺は、原則として二千分の一とするものとする。
- ロ 原則として二メートルごとに等高線を記入すること。
- ハ 津波防護施設の位置及び種類を記号又は色別をもって表示すること。
- ニ 津波防護施設区域は、黄色をもって表示すること。

- ホ イからニまでのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
- (イ) 津波防護施設区域の境界線
- (ロ) 市町村名、大字名、字名及びその境界線
- (ハ) 地形
- (ニ) 法第二十三条第一項第一号に規定する他の施設等のうち主要なもの

- (ホ) 方位
- (ヘ) 縮尺
- (ト) 調製年月日

四 横断面については、イ 津波防護施設、地形その他の状況に応じて調製すること。この場合において、横断面測量線を朱色破線をもって平面図に記入すること。

ロ 横縮尺は、原則として五百分の一とし、縦縮尺は、原則として百分の一とするものとする。

ハ イ及びロのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

- (イ) 津波浸水想定に定める水深に係る水位
- (ロ) 津波防護施設の高さ
- (ハ) 縮尺
- (ニ) 調製年月日
- 五 構造図については、
- イ 各部分の寸法を記入すること。
- ロ 調製年月日を記載すること。

5 帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは、津波防護施設管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

第二節 津波防護施設に関する費用

第二十一条 令第十五条第一号の国土交通省令で定める規模は、おおむね五百メートルとする。

第二十二条 法第四十七条第二項に規定する延滞金は、同条第一項に規定する負担金等の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。

第三節 指定津波防護施設

(指定津波防護施設の指定の公示)

第二十三条 法第五十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 指定津波防護施設の指定をする旨
- 二 当該指定津波防護施設の名称及び指定番号
- 三 当該指定津波防護施設の位置
- 四 当該指定津波防護施設の高さ

2 前項第三号の指定津波防護施設の位置は、第八条各号に掲げるところにより明示するものとする。

第二十四条 法第五十一条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

イ 指定津波防護施設の名称及び指定番号

- ロ 指定津波防護施設の高さ及び構造の概要
- ハ 指定津波防護施設の管理者及びその連絡先
- ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 指定津波防護施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

第二十五条 法第五十二条第一項の規定による届出は、別記様式第九の届出書を提出して行うものとする。

2 法第五十二条第一項各号に掲げる行為の設計又は施工方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
指定津波防護施設の位置図	指定津波防護施設の位置	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
指定津波防護施設の現況図	指定津波防護施設の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
指定津波防護施設の構造の図	指定津波防護施設の構造の概要	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
指定津波防護施設の行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
指定津波防護施設の行為の計画図	当該行為を行った後の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
指定津波防護施設の行為の計画図	当該行為を行った後の形状	五分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
指定津波防護施設の行為の計画図	当該行為を行った後の形状	五分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと

護施設の構
造の詳細

(指定津波防護施設に関する行為の届出書の記載事項)

第二十六条 法第五十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる指定津波防護施設の種類及び指定番号とする。

(指定津波防護施設に関する行為の届出の内容の通知)

第二十七条 法第五十二条第二項の規定による通知は、第二十五条第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

第四章 津波災害警戒区域

(津波災害警戒区域の指定の公示)

第二十八条 法第五十三条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害警戒区域の指定(同条第六項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害警戒区域の指定をする旨
- 二 津波災害警戒区域
- 三 基準水位(法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。)

二十九条 前項第二号の津波災害警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(都道府県知事の行う津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第三十条 法第五十三条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、津波災害警戒区域位置図及び津波災害警戒区域区域図により行わなければならない。

31 前項の津波災害警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の津波災害警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害警戒区域及び基準水位を表示したものでなければならない。(津波に関する情報の伝達方法を住民に周知させるための必要な措置)

第三十条 法第五十五条(法第六十九条において準用する場合を含む。)の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第五十五条に規定する事項を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(指定避難施設の技術的基準)

第三十一条 建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第五十六条第一項第一号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- 二 地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

(避難確保計画に定めるべき事項)

第三十二条 法第七十一条第一項の避難確保計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- 二 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- 三 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第五章 津波災害特別警戒区域

(津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告)

第三十三条 法第七十二条第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害特別警戒区域の指定(同条第十一項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。)をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨
- 二 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域

2 前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(津波災害特別警戒区域の指定の公示)

第三十四条 法第七十二条第六項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をする旨
- 二 津波災害特別警戒区域

2 前項第二号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(都道府県知事の行う津波災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第三十五条 法第七十二条第七項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。

2 前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の津波災害特別警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。(特定開発行為の許可の申請)

第三十六条 法第七十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第十の特定開発行為許可申請書を都道府県知事等(同項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

3 前項の計画説明書は、特定開発行為に関する工事の計画の方針、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。次項及び第三十八条第二項から第四項までにおいて同じ。)内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

4 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	縮尺	備考
地形並びに津波災害特別警戒区域、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域及び開発区域の境界	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	千分の一以上	
作成計画断面図	千分の一以上	切土又は盛土をする前後の地盤面
排水施設の種類、材料、形状、内法、寸法、勾配、水の流	五分	

イ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないうこと。
 ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 ハ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

二 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
 二一 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜きを設け、擁壁の裏面が水抜きの周りを透水層を設けること。ただし、資材を造る他の擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。
 二二 特定開発行為によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百二十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

第四十二条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面について講ずる措置に関するものは、当該崖の崖面（擁壁で覆われたものを除く。）が風化、津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘その他の侵食に対して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。
 （崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準）

第四十三条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の上端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、当該崖の上端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による侵食に対して保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。
 二 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に対して保護されるように、根固め、根入れその他の措置を講ずることとする。

一 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れ

の他の措置が必要でないことが確かめられた場合
 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に起因する地滑りの滑り面の位置に対し、予定建築物の位置が安全であることが確かめられた場合

（排水施設の設置に関する技術的基準）
 第四十四条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができると認められる排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。
 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、まず又はマンホールを設けるものであること。
 イ 管渠の始まる箇所
 ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 五 まず又はマンホールに、蓋を設けるものであること。
 六 まずの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めを設けるものであること。

（軽微な変更）
 第四十五条 法第七十八条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

（変更の許可の申請書の記載事項）
 第四十六条 法第七十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 変更に係る事項
 二 変更の理由
 三 法第七十三条第一項の許可の許可番号（変更の許可の申請書の添付図書）

第四十七条 法第七十八条第二項の申請書には、法第七十四条第二項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第三十八条第二項から第四項までの規定を準用する。
 （特定開発行為に関する工事の完了の届出）
 第四十八条 法第七十九条第一項の規定による届出は、別記様式第十一の工事完了届出書を提出して行うものとする。

（検査済証の様式）
 第四十九条 法第七十九条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十二とする。
 （特定開発行為に関する工事の完了の公告）
 第五十条 法第七十九条第三項の規定による公告は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第五十四条第一項において同じ。）に含まれる地域の名称、法第七十三条第一項の許可を受けた者の住所及び氏名並びに開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を明示して、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第五十四条第三項及び第六十一条において「都道府県等」という。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 （特定開発行為に関する工事の廃止の届出）
 第五十一条 法第八十一条第一項に規定する特定開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第十三の特定開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行うものとする。
 （特定開発行為の許可の申請）
 第五十二条 法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物については法第八十二条の許可を受けようとする者は、別記様式第十四の特定開発行為許可申請書（第五十五条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八

十二条の許可を受けようとする場合にあつては、別記様式第十四の特定開発行為許可申請書及び別記様式第十五の建築物状況調査書（第五十六条第二項及び第三項において同じ。）の正本及び副本に、それぞれ法第八十三条第二項に規定する図書を添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。
 （特定開発行為の許可の申請書の記載事項）
 第五十三条 法第八十三条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定開発行為に係る建築物の敷地における基準水位、特定開発行為に係る建築物の階数、延べ面積、建築面積、用途及び居室の種類並びに特定開発行為に関する工事の内容、着手予定年月日及び完了予定年月日とする。
 （特定開発行為の許可の申請書の添付図書）
 第五十四条 法第八十三条第二項及び第四項の国土交通省令で定める図書は、特定建築物位置図、法第七十九条第二項に規定する検査済証の写し又は都市計画法第三十六条第二項に規定する検査済証の写し（これらに準ずる書面を含み、法第七十三条第一項の許可を受けた開発区域内の土地において特定開発行為を行う場合に限り。）及び次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定めるものとする。
 一 一次条第二号の地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次表の（イ）項、（ロ）項、（ハ）項及び（ニ）項に掲げる図書（エレベーターを設ける建築物にあつては、これらの図書のほか、同表の（ヘ）項に掲げる図書）

図書の種類	明示すべき事項	(イ)	
		付近	見取
図	方位、道路及び目標となる地物	図	配置
縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	図	擁壁の位置その他安全上適当な措置
土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高			

(特定建築行為に係る建築物の技術的基準)
第五十五条 法第八十四条第一項第一号(法第八十七條第五項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。

二 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

(許可証の様式)

第五十六条 法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十六とする。

2 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の不許可の処分をしたときは、同条第二項の文書に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(変更の許可の申請)

第五十七条 法第八十七条第一項第一号に掲げる場合において同項の許可を受けようとする者は、同条第二項の申請書の正本及び副本に、それぞれ法第八十三条第二項に規定する図書のうち特定建築行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。この場合においては、第五十四条第二項の規定を準用する。

(軽微な変更)

第五十八条 法第八十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第五十九条 法第八十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 変更に係る事項

二 変更の理由
三 法第八十二条の許可の許可番号
(変更の許可証の様式等)

第六十条 法第八十七条第五項において準用する法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十七とする。

2 第五十六条第二項又は第三項の規定は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物に係る法第八十七条第五項において準用する法第八十六条第一項の許可の処分又は不許可の処分について準用する。

(都道府県知事等の命令に関する公示の方法)
第六十一条 法第八十八条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

第六章 雑則

(権限の委任)
第六十二条 法第七条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

附則 (平成二十三年二月二十七日) から施行する。

附則 (平成二十四年六月二二日国土交通省令第五八号)
この省令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十四年六月十三日)から施行する。

附則 (平成二十四年九月二〇日国土交通省令第七六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年六月二七日国土交通省令第五八号)
この省令は、平成二六年七月一日から施行する。

附則 (平成二六年七月二五日国土交通省令第六七号)
この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年八月一日)から施行する。

附則 (平成二七年一月二九日国土交通省令第五号) 抄
この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二六年法律第五十四号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二七年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二六年法律第五十四号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二七年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

(津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行時特例市に対する第五条の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律施行規則第五十条、別記様式第十二、別記様式第十四、別記様式第十六及び別記様式第十七の規定の適用については、同規則第五十条中「又は同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは、「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」と、同規則別記様式第十二、別記様式第十四、別記様式第十六及び別記様式第十七中「都道府県知事 指定都市の長 中核市の長」とあるのは、「都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 施行時特例市の長」とする。

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年九月四日国土交通省令第七四号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。

附則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)
(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年七月一四日国土交通省令第四八号)
この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年七月十五日)から施行する。

附則 (令和四年二月二三日国土交通省令第九二号)
(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にある第二条から第六条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和五年二月二八日国土交通省令第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)の施行の日(令和五年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)
第二条

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和五年二月一四日国土交通省令第九五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則 (令和六年六月二八日国土交通省令第六八号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(附則第五条第三項において「改正法」という。)の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

別記様式第一（第一 条関係）

別記様式第一（第一 条関係）（日本産業界規）

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

別記様式第二（第四 条第一 項関係）

別記様式第二（第四 条第一 項関係）（日本産業界規）

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

別記様式第三（第六 条第一 項関係）（日本産業界規 A4）

別記様式第三（第六 条第一 項関係）（日本産業界規A4）

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

別記様式第三（第六 条第一 項関係）（日本産業界規 A4）

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

申請書

申請人 氏名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

〒 市 区 町 丁目 番 号

別記様式第十一（第四十八関係）

別記様式第十一（第四十八関係）（申請用紙99-100、99-101）
 特定種別行為に関する工事の経過報告書

申請者 氏名
 所在地

建設行為の種別及び内容に関する法律第100条第1項の規定により、特定種別行為に関する工事の経過報告書を作成し、報告書を作成した日から起算して10日以内に行うこととされています。

1. 工事完了年月日 年 月 日
 2. 工事完了した関係図面又は当該工事に関する他の図面を添付するもの

図面の種類	年 月 日	年 月 日	年 月 日
図面の枚数	枚	枚	枚
図面の種類	年 月 日	年 月 日	年 月 日
図面の枚数	枚	枚	枚

備考 1. 報告書の提出人である申請者については、報告及び報告書、それぞれその法人の法人たる事業者の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 2. 図面の添付義務は当該1項の規定による。

別記様式第十二（第四十九関係）

別記様式第十二（第四十九関係）（申請用紙99-102）
 特定種別行為に関する工事の経過報告書

申請者 氏名
 所在地

建設行為の種別及び内容に関する法律第100条第1項の規定により、特定種別行為に関する工事の経過報告書を作成し、報告書を作成した日から起算して10日以内に行うこととされています。

1. 許可取得 年 月 日
 2. 関係図面が提出された日 年 月 日
 3. 報告書の提出 年 月 日
 4. 報告書の提出した事業者の所在地、名称及び報告書の提出人である事業者の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

別記様式第十三（第五十一関係）

別記様式第十三（第五十一関係）（申請用紙99-103、99-104）
 特定種別行為に関する工事の経過報告書

申請者 氏名
 所在地

建設行為の種別及び内容に関する法律第100条第1項の規定により、特定種別行為に関する工事の経過報告書を作成し、報告書を作成した日から起算して10日以内に行うこととされています。

1. 特定種別行為に関する工事の経過報告書の提出した年月日 年 月 日
 2. 関係図面が提出された日 年 月 日
 3. 報告書の提出 年 月 日
 4. 報告書の提出した事業者の所在地、名称及び報告書の提出人である事業者の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

別記様式第十四（第五十二関係）（日本産業界格A4）

別記様式第十四（第五十二関係）（日本産業界格A4）
 特定種別行為に関する工事の経過報告書

申請者 氏名
 所在地

建設行為の種別及び内容に関する法律第100条第1項の規定により、特定種別行為に関する工事の経過報告書を作成し、報告書を作成した日から起算して10日以内に行うこととされています。

図面の種類	年 月 日	年 月 日	年 月 日
図面の枚数	枚	枚	枚
図面の種類	年 月 日	年 月 日	年 月 日
図面の枚数	枚	枚	枚

備考 1. 報告書の提出人である申請者については、報告及び報告書、それぞれその法人の法人たる事業者の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 2. 図面の添付義務は当該1項の規定による。

